

平成 29 年 7 月 11 日

高専機構における指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名等

株式会社N T Tファシリティーズ
東京都港区芝浦 3 - 4 - 1

2 指名停止の措置対象区域等

独立行政法人国立高等専門学校機構発注の設計・コンサルティング業務

3 指名停止の期間

3 か月（平成 29 年 7 月 11 日～平成 29 年 10 月 10 日）

4 指名停止の理由

独立行政法人国立高等専門学校機構の宇部工業高等専門学校発注の「宇部工業高専学生寄宿舍F寮等耐震改修その他（建築）設計業務」及び「宇部工業高専学生寄宿舍F寮等耐震改修その他（設備）設計業務」において、簡易公募型プロポーザル方式（拡大）による技術提案書に、株式会社N T Tファシリティーズが虚偽の技術者の経歴実績を記載した。

このことが、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（機構規則第 93 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱基準（事務局長裁定）に定めるところにより、本機構が準用する「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1 第 1 号（虚偽記載）に該当するため。

（建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領）

別表第 1 当該区域内において生じた事故等に基づく措置基準（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） 1 当該区域内の文教施設整備事業の建設工事（以下「区域内関係工事」という。）の一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内